



総基料第53号
令和2年2月28日

電気通信紛争処理委員会
委員長 田村 幸一 殿

総務省総合通信基盤局長 谷脇 康

「諮問第11号事案に係る質問に対する回答提出についての依頼」（令和2年2月21日付け電委第9号）について（回答）

標記について、別紙のとおり回答します。

電気通信紛争処理委員会からの質問に対する回答

問１ ドコモ意見書のＰ．５の「ましてや、本裁定案は、秒単位課金や・・・ため、一切行えていない。」の段落に関し、反論があれば、証拠とともに回答願います。

（回答）

裁定案では、音声卸役務の料金について、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額により設定することが適当としているところ、実際に発生した原価・利潤を適切に料額に反映させるためには、毎年度変化する原価、利潤及び課金単位（契約数及び通話時間）の実績値を基に、毎年度料額を更新することが適当であるとともに、課金方法については、通話時間に連動する費用に係る課金単位を３０秒（３０秒未満は切り上げ）とするのではなく１秒とすることが適当です。

なお、課金単位を１秒としたのは、音声卸役務の主要なコストである他の携帯電話事業者の着信接続料の課金単位が１秒であることや、株式会社ＮＴＴドコモ（以下「ドコモ」という。）自身の着信接続料の課金単位が１秒であることも踏まえたものです。

問２ 上記の他、日本通信意見書及びドコモ意見書に対して、意見があれば、当該意見書別に理由及び証拠とともに提出願います。

（回答）

日本通信株式会社（以下「日本通信」という。）から提出された令和２年２月１８日付け「意見書」（以下「日本通信意見書」という。）及びドコモから提出された令和２年２月１８日付け「意見書」（以下「ドコモ意見書」という。）に対しての見解は、裁定案及びこれまで提出した回答に示したとおりです。

なお、両意見書中の主な点について以下のとおり補足します。

① 日本通信意見書 １． 関連

「裁定案のうち、「当該役務の提供の際に必要な営業費（例：当該役務の販売に係る広告宣伝費）」の定義及び範囲は不明確」（日本通信意見書２頁）との意見について、裁定案理由中「④具体的な料金の設定」において示したとおり、音声卸役務に係る料金は、卸役務制度において、相対協議による自由な提供条件の設定が認められ、積極的な営業活動が見込まれること

を踏まえれば、当該役務の提供の際に必要な営業費（例：当該役務の販売に係る広告宣伝費）についても原価への算入が認められるべきと考えられます。

具体的な料額の算定に当たっては、上記の趣旨を踏まえることが適当であり、一般論として言えば、「卸音声サービスに係る個々のMVNOとの協議に要する稼働」に係る費用については当該役務の提供の際に必要な営業費として原価算入が認められ得るものであり、「ドコモがドコモ契約者を獲得し維持するための営業費」については当該役務の提供の際に必要な営業費として原価算入することは原則として認められないものと考えられます。

② 日本通信意見書 2. 関連

「裁定案に記載されたMVNOによる音声接続については、利便性の向上などに資する付加価値の提供が行われない限り、少なくとも中継事業者方式は除外して検討されるべき」（日本通信意見書3頁）との意見について、裁定案理由中「①公正競争の促進の観点」において示したとおり、卸役務の代替手段として接続が確保され、接続制度によって適正かつ公平な提供料金及び提供条件が実現している場合、卸役務において適正な契約交渉が行われ、結果的に公正競争が確保されることが期待できます。そうした趣旨を踏まえ、卸役務の代替手段として接続による音声通話サービスの提供が実現し、有効に機能していると客観的に認められる場合には、両当事者は、音声卸役務の提供料金及び提供条件について再協議を行うこととすることが適当としたものであり、卸役務の代替手段について中継事業者方式を除外することは適当ではありません。

③ ドコモ意見書 第1章総括部分 「第1～」 関連

「当事者間では裁定事項1については協議が一切行われていなかった」（ドコモ意見書3頁）との意見について、裁定案理由中「（2）裁定要件の充足の適否（裁定事項1について、当事者間の協議が調っていないと判断できるか。）」において、「こうした事実を踏まえれば、ドコモは、裁定事項1について、日本通信から令和元年10月1日付け文書で要望を受け、同月4日に当該要望について対面で協議を行い、さらに同月16日付け文書において日本通信から回答を催促された上で、要望に係る文書の受領から約1月後に文書で回答を行っていることから、ドコモは裁定事項1について書面による要望及び対面協議を踏まえた十分な検討を行った上で、裁定事項

1について回答を示さない判断を行ったと推認できる。よって、両当事者間において、対面及び書面において十分な協議が行われたものと解することが適当である」と示したとおりです。

④ ドコモ意見書 第1章総括部分 「第2～」 関連

「一方当事者の申請内容を超えた総務省の判断枠組みに両当事者を羈束しようとするものであり、卸契約と相互接続協定とを分けて規律した法の趣旨を没却する」（ドコモ意見書3頁）との意見については、令和2年2月13日付総務省回答（総基料第36号）（問1に対するもの）及び本回答（問1に対するもの）において示したとおりです。

⑤ ドコモ意見書 第1章総括部分 「第3～」 関連

「本裁定案は、「公正競争の促進」という目的を挙げながら、かかる目的は、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」（以下、単に「原価プラス利潤」という）との算定方法で料金を決定すべきという本裁定案の結論を導くものではない。本裁定案もその判断過程及び根拠を一切示すことなく、それにも拘わらず当社に義務を課そうとするものであり、適正手続にも反する」（ドコモ意見書3頁）との意見については、次のとおりです。

裁定案及び令和2年2月13日付総務省回答（総基料第36号）において示したとおり、音声通話サービスに係るネットワークの提供に係る市場が、電波の有限希少性等により、MNO3社による寡占的な市場となっていること、MNO3社が、エンドユーザ向け音声通話サービス市場においてMVNOと競合していることから、構造的に、ドコモを含むMNOは、卸役務の協議における交渉上の優位性を背景として、公正競争上の弊害を引き起こすおそれがあると判断したものです。

その上で、これまでMVNOからドコモを含むMNOに対して音声卸役務に係る値下げ要望がなされてきたこと、ドコモが、日本通信からの裁定事項1についての要望に対して回答を示さない判断を行ったことを背景に、音声通話サービスに係る原価が低下する中、ドコモが長期にわたり音声卸役務の料金を変更していないことから、意図的、非意図的の別にかかわらず、卸役務の協議における交渉上の優位性を背景として、音声卸役務の料金を高止まりさせていると推認したものです。

もちろん、卸役務の代替手段として接続が確保され、接続制度によって適正かつ公平な提供料金及び提供条件が実現している場合、卸役務において

適正な契約交渉が行われ、結果的に公正競争が確保されることが期待できますが、現時点において、接続により音声卸役務を代替する方法はないと認められることから、上記交渉上の地位の優劣に起因する公正競争上の弊害を排除することが適当であり、そのためには、同役務の料金を適正な水準とすることが適当としたものです。

音声卸役務の料金の適正な水準については、同役務に係る電気通信事業が、巨額の設備投資を必要とする産業であり、自然独占性を有していることを踏まれば、その提供に要する費用を回収できる範囲内で水準を設定し同役務の望ましい供給量を確保することで、利用者利益を確保することが適当であり、適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない水準で設定することが適当と判断したものです。

⑥ ドコモ意見書 第1章総括部分 「第4～」 関連

「個別事案に留まらず、MNOとMVNOの音声役務の料金設定ルールを定める効果を持たせようとする意図を窺わせるものであるが、これは、法律改正によるべきルール策定を、法律改正であれば当然行われる十分な審議を行うことなく行うものであり、民主的プロセスを無視したもの」（ドコモ意見書3頁）との意見について、そうした意図はありません。

以上